



電気自動車等に充電するための設備は、その全出力が 20 キロワットを超え 50 キロワット以下のものを「急速充電設備」として、会津若松地方広域市町村圏整備組合火災予防条例第 11 条の 2 で規制していましたが、条例の制定基準を定めている省令（注）が改正されたことに伴い、令和 3 年 2 月 26 日に改正を行いました。

主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 全出力の上限を 50 キロワットから 200 キロワットまで拡大しました。
- (2) 出力の上限を拡大したことに伴う、火災予防上必要な措置を追加しました。
- (3) 50 キロワットを超える急速充電設備については、設置する場所を管轄する消防署への届出義務を設けました。

改正内容につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

**（注）対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令**

#### 電気自動車等へ充電する際の注意点について

急速充電設備に限らず、マンションや家庭などで電気自動車等へ充電するための設備についても大きな電気を取り扱っていることから、誤った使用方法や粗雑な使用をした場合、設備の故障や事故に結びつく可能性があります。

使用の際には、設備の操作案内や取扱説明書の注意点を守っていただくようお願いします。

ご不明な点は、消防本部予防課又は設置する場所を管轄する各消防署へご相談ください。

問合せ先	消防本部予防課	0242-59-1403		
	会津若松消防署	0242-25-1205	会津坂下消防署	0242-84-2119
	猪苗代消防署	0242-62-4433	会津美里消防署	0242-54-3934